

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 19 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530029

研究課題名(和文) 事業体アプローチによる公的給付課税に関する研究

研究課題名(英文) Study on Taxation of Public Allowances and Benefits with Business Entity Approach

研究代表者

高橋 祐介 (TAKAHASHI, Yusuke)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50304291

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円、(間接経費) 480,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、事業体課税アプローチを、租税のみならず社会保険料にも及ぼすと同時に、社会保険給付や住宅など、ごく広い意味での公的給付、さらにそれに関連する私的給付にも及ぼすことで、税負担の公平を超えた分配の公平が確保されるシステムを探求することを目的とする。

現在の税・社会保障制度を前提とすると、生活保障という名の優遇が不公平な状況が生まれ、逆の富の再分配(いわゆるマタイ効果)が見受けられる。また、税と社会保障給付と合わせて受給者の生活保障を図る場合に、ますます受給者の状況を悪化させる罨効果が存在する。所得概念の再検討及び非課税所得や富をも考慮に入れた社会保障給付の検討が必要である。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to examine the present Japanese systems of public and private allowance and benefits and the tax systems on such payments, with business entity taxation approach.

Public and private allowances and benefits include, for example, public survivors' pension annuities, life insurance proceeds, estates, and damage awards. Most of such payments are tax-exempt, but the people who hold higher income and wealth receive more tax-exempt benefits, it seems the reverse income and wealth re distribution from poor to rich (like so-called Matthew effect).

Therefore, it is necessary to provide public allowances based on the information including any other tax-exempt payments and wealth, or if possible, to tax persons who receives certain amount of tax-exempt payments.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：生活保障 損害賠償課税 生命保険課税 債務免除益課税

1. 研究開始当初の背景

(1) 人々が集団的(場合によっては個別で)投資や事業を行う法的仕組みを広く事業体と呼ぶ。伝統的な事業体としては株式会社のような会社組織が挙げられるが、近年はこれだけに止まらず、SPCや投資法人、有限責任事業組合制度など、様々な事業体が用いられるところであり、さらに投資ファンドのような事業体が国際的事業や投資に関与することが一般的な現象となっている。これら事業体の国内及び国際的な課税の側面を検討することの重要性はいうまでもない。

他方、冒頭のように広く事業体概念を捉えた場合、事業体の範囲は先に列挙した会社や民法上の組合、信託などの典型的な事業体に止まらない。例えば個人年金保険(民間年金保険)のように保険料を集合してこれを運用し、生じた利益を保険金として分配するという特徴を持つという点で、それは事業体の一種と考えられるし、さらにこのような視点は国民年金などの公的年金にもあてはまりうる。これらの年金制度は、投資の一種としてそれを捉える限り、他の事業体形式で行われる投資と同様に扱われることが、制度的中立性の観点からは望ましいし、しかも多様な人生設計を許容しつつ、最低限の生活保障が確保されるよう制度構築がなされる必要がある。

本研究代表者はこれまで、これら事業体に対してどのように課税を及ぼすか、国内的及び国際的側面を継続的に研究してきた。その業績は別途記載の通りであるが、ある事業体が稼得した所得をその事業体自体ではなく、事業体の構成員が直接稼得したものとみなして課税を行う、いわゆる組合課税(民法上の組合が受ける課税方式。パススルー課税ともいわれる)を振り出しに、会社のような普通法人も含めた各種の事業体(協同組合等、民法上の組合、匿名組合、信託、SPC・投資法人、外国の事業体など)にも関心を広げ、所得課税が個人(の所得)をその基礎概念としていること、また同様の事業や投資を行う場合には可能な限り同様の課税を行うことが好ましい(制度的中立性)という考慮から、各種事業体がどれだけ課税上無視されているか(事業体を使わない直接投資や事業とどれだけ類似しているか)を基準とした「導管性」概念を持ち込み、各種事業体を横断的に評価する作業を行っており、この分野での取り組みをますます深めつつ、年金についても事業体課税のアプローチを及ぼした研究を行ってきた。

(2) 以上のような研究を通じ、本研究代表者が認識したことは、税制にのみ焦点を当て、現在の税法の視点からの税負担の公平のみを論じたとしても、それは各人に必要な資源が分配されることを意味しないし、最低限の生活保障すら確保されない、しかも皮肉にも税負担の公平すら確保されないというこ

とであった。例えば公的年金はそれほど裕福ではない若年層から、働いてはいないが資産の多い高齢者への給付の側面があり、しかもそのような若年層に課税されつつも、高齢者への課税が軽い可能性もある。自己所有住宅の帰属所得非課税は、執行が難しいことを主たる理由として税法の議論ではそれほど真剣な議論がされていないものの、持ち家をもてる者ともてない者の間での格差を更に拡大させ、見過ごすことのできない不平等をもたらししている可能性がある。同様に、税制が、社会的に好ましい行為を阻害し、公的給付・私的給付の目的と矛盾している可能性も存在する。

2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究は、本研究代表者がこれまで研究してきた事業体課税の考察範囲を年金以外に広げ、いわば年金制度や社会保険制度、さらには国や地方公共団体自体を大きな意味での事業体とみて、その出資ないし拠出(税や社会保険料など)と利益分配(公的給付)、さらには私的年金などの私的給付まで取り込んだ包括的課税モデルを探ろうというものである。本研究は、以下の3点に特徴がある。

第1に、事業体課税モデルを税と給付の双方に当てはめて検討を行い、かつ税のみならず社会保険料にも考察を及ぼす。例えば、昨今では法人税減税の論調が目立つが、法人税のみならず、法人が負担する社会保険料にも目配りが必要なはずである。

第2に、事業体モデル評価基準を、最終的にある納税者(や社会保険料負担者)の手元に残る経済的利益に設定し、しかもその利益には現金や資産のみならず、各種のサービスや帰属所得も取り込む。経済的利益の源泉は公的給付のみならず、私的給付も含む。私的給付には、私的年金や扶養料、損害賠償まで含む。

第3に、税や社会保険料徴収の側面にあつては、本研究代表者の従来の研究である事業体課税の成果をそのまま生かしつつ、しかも実体法のみならず手続法も考慮に入れ、具体的な賦課徴収にまで考察を及ぼす。

3. 研究の方法

本研究は、社会保険給付などの公的給付にも事業体課税論を拡張し、税・社会保険料の賦課徴収の他、それら給付のあり方についても検討を図ろうというものであり、以下の3つのステップを踏んで行われる。

第1に、公的年金とそれを補完するものとしての私的年金という位置づけから、年金制度全体に対して目配りをしつつ、望ましい年金課税の包括的な課税モデルを提示する。第2に、公的医療保険などその他の社会保険制度及びそれを補完する私的医療保険などと税制のあり方について、事業体モデルを踏まえて検討を行う。第3に、従来、帰属所得や

人的資本課税の問題として捉えられていた住宅及び教育を中心とする人的資本課税のあるべき姿を、それらに対する給付の側面を踏まえ上で検討を行う。この場合、人的資本の毀損（生命身体の侵害）にも着目する。

4. 研究成果

(1) 従来の生活保障とその課税をめぐる各研究は老齢年金を基礎として研究を行っていたところ、本研究では40歳の給与所得者が死亡し、配偶者と子供二人が残された場合を念頭に、いわゆる遺族年金を題材とし、かつ公的年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）、私的年金（厚生年金基金の死亡一時金など）の他、相続財産、損害賠償（犯罪被害者等給付金含む）、労災保険給付、生命保険などを横断的に比較検討した。生活保障という側面から、各給付は非課税とされてきたものの、各遺族のセーフティ・ネット利用可能性には程度があるところから、ある遺族についてほとんど生活保障に配慮がされていないのに対し、別の遺族について、特に生命保険金（死亡保険金）受領者には過度の生活保障の配慮が見られるなど、生活保障という名の優遇が不公平な状況を生み出していることが判明した（特に後掲の研究成果のうち、雑誌論文、を参照）。

(2) 次に、日本の税制は、特に人身被害についてかなり手厚い社会保障を構築した上で、私的保険の掛金控除・給付非課税といった、さらなる手厚い私的保険制度を構築しているものの、社会保険が非課税であることも相まって、社会保険の保障範囲から外れ、そのために別源泉所得からそれを補おうとすると、税負担が被保険者や遺族の損害回復を阻害する、私的保険の掛金が世帯所得や貯蓄と連動し、かつ高額所得・貯蓄を有する者も私的保険非課税を利用することができる点で、逆の富の再分配、つまり富裕な者がますます富裕になり、貧しい者がますます貧しくなると効果（いわゆるマタイ効果）を有している。(1)の結論とも関係するが、従来の検討からは当然視されてきた相続税の生命保険非課税枠、損害賠償・損害保険金非課税など、見直すべき諸点が多く存在する（特に、後掲の研究成果の家、雑誌論文、、図書を参照）。

(3) 第三に、税と公的給付、私的給付における人的資本の取扱いを中心に、(1)及び(2)の成果を踏まえつつ、制度間の食い違いに焦点をあて、検討を行った。先に示した通り、社会保険と私的保険の重複的非課税が逆の富の再分配（富裕な者がますます富み、貧しい者がますます貧しくなるマタイ効果）が生じているが、給付面の側面、すなわち税と社会保障給付と合わせて受給者の生活保障を図る場合に、ますます受給者の状況を悪化させる（貧困の罠に類似した）罠効果が存在す

ることが判明した。

例えば、離婚後に支払うべき扶養料を支払わなかったとしても、いわゆる債務免除益・消滅益課税が存在しないこと、支払扶養料に控除が認められておらず、かつ受領者側に課税がないこと、児童扶養手当の計算上は支払扶養料が考慮されることから、私的な扶養料と現行税・社会保障制度の下では、婚姻の維持よりも離婚を有利に取扱い、かつ当事者間の（私的な）扶養料を支払わないよう、バイアスがかかっていることが判明した。

以上のような状況は、社会保障・税番号（マイナンバー制度とも呼ばれる）の整備とともに改善されるような性質のものではなく、消費支出とは何か、所得とは何かを再考すべき時機が到来していることを示している。所得計算上、収入側と支出側の双方で同様の取扱いを行うことを念頭に、所得概念論まで遡った議論が必要である（特に後掲の研究成果のうち、雑誌論文及び参照）。

(4) 今後の展望・目標として、租税（社会保険料含む）の賦課徴収に際して行われる情報収集に着目した上で、その租税の適切な賦課徴収及び当該情報機能に基づく広い意味での公的給付のみならず、扶養義務者間の扶養義務履行など私人間の給付をも考慮に入れ、個々人の生活の質に応じた税負担の賦課徴収及び公的私的給付を実現するとともに、かつそのために今後強化すべき情報収集機能（非課税所得等の情報把握）を盛り込んだ租税賦課・公的/私的給付統合システムモデルを探求すべきであると考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件）

高橋祐介、課税物件の帰属-親子歯科医師事件、別冊ジュリスト、査読無し、207号（租税判例百選[第5版]）、2011年、52-53頁

高橋祐介、組合員が組合から受ける給与-りんご生産組合事件、別冊ジュリスト、査読無し、207号（租税判例百選[第5版]）、2011年、68-69頁

高橋祐介、生活保障と生命保険課税、税法学、査読無し、567号、2012年、131-155頁

高橋祐介、生活保障と生命保険課税、租税研究、査読無し、752号、2012年、160-171頁

高橋祐介、消費者と税法、租税研究、査読無し、756号、2012年、129-139頁

高橋祐介、損害賠償なんか踏み倒せ！-債務の消滅をめぐる課税関係に関する一考察-、立命館法学、査読無し、2013年6号、2014年、240-264頁

高橋祐介、タックス・ベネフィット・ルールと遡及的調整、租税研究、査読無し、767号、2013年、134-145頁

高橋祐介、社会保障と税の一体改革への影響（特集「マイナンバー制度」への期待と課題：税制と税務への影響）、税研、査読無し、170号（29巻2号）2013年、28-33頁

研究者番号：
(3)連携研究者 ()

〔学会発表〕(計3件)

高橋祐介、生活保障と生命保険課税、日本租税研究協会会員懇談会（招待講演）2012年3月21日、日本工業倶楽部（東京都千代田区）

高橋祐介、消費者と税法、日本租税研究協会会員懇談会（招待講演）2012年7月20日、日本工業倶楽部（東京都千代田区）

高橋祐介、タックス・ベネフィット・ルールと遡及的調整、日本租税研究協会会員懇談会（招待講演）2013年6月20日、日本工業倶楽部（東京都千代田区）

研究者番号：

〔図書〕(計1件)

高橋祐介、「税は自ら助くる消費者（もの）を助く？ -投資家の受領した損害賠償課税を中心として-」、千葉恵美子他編『集团的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務、2014年）532-548頁

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 祐介 (TAKAHASHI, Yusuke)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50304291

(2) 研究分担者

()